

A Judicial Guide to Child Safety in Custody Cases

2008 National Council of Juvenile and Family Court Judges

監護権裁判における子の安全にむけた裁判官手引き より

2008年 少年家庭裁判所裁判官全国会議 家族暴力部門作成

Introduction はじめに

a. 「子の身体的、情緒的および精神的安全は、常に、その子の最善の利益である。」(p.5)

I. Children, Abuse, and Custody 子ども、虐待、監護権

b. 「膨大な数の研究が、親の他方親への虐待（DV）にさらされる子どもにマイナスの影響をもたらすことを明らかにしている。これらの研究は、彼らの心理的、情緒的、認知的な機能と長期にわたる発達に関わる問題がある証拠を提供している。両親の間の暴力や威圧的な支配を目撃する子どもは、少なくとも虐待の直接の対象にされた時と同程度の深刻な影響を経験する。」(p.6)

c. 「研究は、また、一方の親が他方親を虐待する時に子どもがより大きな危険にあらうことも明らかにしている。子どもの虐待も虐待するという脅しも支配の強力な手段である。」(p.6)

d. 「子どもへの直接的な虐待は、親が別れて、虐待親がもはや他方親に簡単に接触する機会がなくなったあと、よく起こる。このことは、仮に子どもがそれ以前、虐待親から直接の虐待を受けていなかったとしても、子どもは離別後、(虐待される)危険にあるということを意味している。」(p.6)

A. [§1.1] 子の生活に虐待がある徴候

e. 「虐待を体験した子どもにみられる言動は一通りではない。」(p.6)

f. 「虐待を経験した子どもは、次のようなことがあり得る。

- ・危険にある親もしくは虐待親によりお行儀よく振る舞うかもしれないし、反対に、彼や彼女にぞんざいに振る舞うかもしれない
- ・より強いと感じられる親に同一化する

- ・虐待親に情愛深く振る舞ったり気楽に振る舞ったりする
- ・親の役割を引き受ける
- ・虐待親から離れたとき不安になる

これらの子どもは、また、次のようなことがあるかもしれない。

- ・抑うつやほかの心理的な問題を抱える
- ・自分で対処しようとして薬物やアルコールに手を出す（大人の被害者もよく同じことをする）」(p.6～7)

B. [§1.2] 子の最善の利益基準

- g. 「一般に、虐待親に子の単独監護権、共同監護権、それに共同身上監護権を与えることは、子に有害で子の最善の利益にならないと考えられている。子が虐待に曝されたことを克服できる上で最も重要な保護の資源は、適格で養育ができる実在の大人との強い絆である。そして、もっとも普通には、その大人とは虐待的でない方の親であろう。」 (p.7)
- h. 「大切なことは、虐待的な親の子との面会が、安全な環境の下で、子と危険にある親の双方の安全が確保される場合にのみ行われることである。」 (p.7)

II. Abusive Behavior and Evidence of Risk 虐待的な言動と危険の証拠

A. [§2.1] 本書での「虐待的な言動」の定義

- i. 「虐待的な言動とは、DVの説明でしばしば述べられるように、一方の親に対する身体的な暴力に限定されないことを、銘記することが大切だ。」(p.7)
- j. 「虐待的な言動とは、『暴力的で強制的な言動の型で、身体的、精神的、情緒的、経済的または性的にあらゆるレベルで、一方の親が他方の親に対して用いるもの。その言動の型は、衝動的でなくても制御不能でなくてもよいが、支配と服従の獲得にむけ、目的的で役立つものである。』」 (p.7～8)
- k. 「最近では、大量の社会科学調査が、家族の中で広範囲の暴力と虐待的な言動がおこっていることを、その苛烈さ、頻繁さ、傷害結果を伝え、誰がそれを侵し、いかなる明白な目的のためにそれを侵すのか論じている。
親と子の双方にとっての危険のレベルを認定することは、監護権と面会交流の決定にあたり、最初にしなければならない重要なことである。」 (p.8)

以上